

宅建ハトさん保証 保証委託契約に関する重要事項説明書

本書は「宅建ハトさん保証」をご契約いただく上で、
大変重要な内容となりますので、
十分にご理解いただきますようお願い致します。

●保証委託契約について

ご契約者様が賃貸借契約に基づきお支払いすべき金員（以下、賃料その他といいます）について、株式会社宅建ブレインズ（以下、「当社」と言います。）がご契約者様と連帯して保証致します。

●保証委託料について

契約時の保証委託料として、保証委託契約書表面記載の初回保証委託料をいただきます。

2年契約は保証開始の2年毎に年間保証委託料（月額賃料等の20%）をお支払いいただきます。

3年契約は保証開始の3年毎に年間保証委託料（月額賃料等の30%）をお支払いいただきます。

契約期間中に滞納歴があった場合は月額賃料等の100%になります。

（初回保証委託料、年間保証委託料ともに最低保証委託料がございます。ご契約内容により異なりますので、ご契約時に不動産会社様へご確認ください）

ご契約後、初回保証委託料および年間保証委託料につきましては中途解約による返金はございません。

●保証の範囲について

ご契約者様の債務となる賃料その他および、賃貸借契約が解除された場合に生じる明渡しまでの賃料相当損害金、訴訟その他法的手続き費用などについて、ご契約者様が万一お支払いできない場合、当社が保証し、お客様に代わり賃貸人である物件オーナー様にお支払いいたします。ただし、上記の債務については当社が一時的にお立替払いを行います。最終的にはご契約者様の債務としてお支払いいただくこととなります。

●保証の期間について

保証委託契約書表面記載の保証契約日と賃貸借契約書の契約期間の始期とのいずれか遅い方の日から賃貸物件の明渡しまでとなります。

●督促および建物への立ち入りについて

当社の請求に対しお支払いいただけない場合で、かつお届けいただいた全てのご連絡先にご連絡申し上げても全くご連絡が取れない場合、安否確認のために必要、緊急、止むを得ないときは、ご契約者様の緊急連絡先（連帯保証人、親族）または警察官などのいずれかと同行して物件内へ立ち入ることがございます。

●以下の場合はずみやかにご連絡ください

- ・契約終了のお申し出
- ・お申し込み時の内容に変更が生じた場合
- ・会社の電話番号・FAX番号の変更
- ・代表の方の携帯番号の変更

●お願い

- ・不動産会社様、オーナー様が毎月の家賃等のご入金を確認できない場合は、保証会社に対して「滞納連絡」と「代位弁済の請求」が届きます。その後、保証会社よりご契約者様に家賃等のお支払いのご通知が届きますのですみやかに保証会社にお支払いください。その場合において、次の内容について支払い義務が発生します。①年14.6%の割合による遅延損害金。
- ・万が一滞納が続いたり、契約違反またはトラブルがあると、オーナー様から契約の更新を拒否されたり契約の解除などの方向に進む可能性がございますのでご注意ください。
- ・ご入居期間中に何か問題が生じましたら、お早めにご連絡ください。ご契約者様の立場にたってご相談承ります。

お問い合わせ窓口

保証会社 株式会社宅建ブレインズ
ハトさん保証事業部

TEL 03-3239-6407
(平日9:00~17:00)